

## 特定非営利活動法人子どもたちの生きる力をのばすネットワーク会員及び利用者規則

この会員及び利用者規則は（以下「本規則」という）は、NPO 法人子どもたちの生きる力をのばすネットワーク（以下「当法人」という）と、当法人の会員（以下「会員」という）及び利用者との関係に適用する。

第1条（目的） 当法人は、会員及び利用者の間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行う。

### 第2条（会員の定義）

- ・ 会員とは、当法人のすべての種別の会員の総称をいう。
- ・ 役員会員とは、当法人の目的に賛同し、法人運営及び事業を推進する個人の会員で、理事と監事をいう。
- ・ 正会員とは、当法人の目的に賛同し、法人活動に参加・援助する個人及び団体の会員をいう。
- ・ 賛助会員とは、当法人の目的に賛同し、法人活動に援助する個人及び団体の会員をいう。
- ・ 利用者とは、当法人の目的に賛同し、法人活動に参加する個人及び保護者をいう。

第3条（入会申込） 入会及び利用申込にあたり同法人の活動を理解し、参加・援助ができるることを直接理事長に連絡することとする。入会及び利用は当法人の同意とその年の年会費または年利用会費を入金した時点で成立するものとする。

### 第4条（年会費）

- ・ 年会費は次のように定める。

役員会員 年会費 2,000 円

正会員 年会費 2,000 円

賛助会員 年会費 一口 1,000 円

利用者 年利用会費 2,000 円（利用回数に関わらない）

利用料金 月額 3,500 円（月 3 回以上の利用の場合、3 回未満は徴収しない。）

- ・ 年度途中の入会または利用申込がその年度の半分を過ぎていた場合でも、年会費及び利用会費は同額とする。

第5条（入会の拒絶） 当法人は、入会申込者が当法人定款第 11 条に該当する場合、あるいは次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- ・ 申込に際し虚偽の事項を連絡した場合
- ・ 入会申込者がかつて除名された者であった場合

### 第6条（会員資格の更新期限）

- ・ 会員資格の更新期限は、当法人決算月末日（毎年 3 月 31 日）までとする。なお、定款第 9 条第 3 号に定めるとおり、会員資格は継続して 2 年以上会費を滞納したときに失効する。
- ・ 更新期限満了前に当法人より継続のための案内を送付する。その案内により、次年度の年会を指定期限日までに納入することにより会員資格を 1 年継続することができる。

### 第7条（会員及び参加者への情報提供）

- ・ 当法人より役員会員に対し、次の各号にかかる情報等を提供する。

- 当法人の役員として各種業務に関する情報
- 当法人が主催する講習会や交流会、その他イベント等に関する情報
- ニュースレタ一年 3 回の配布
- 年 1 回の定例総会と不定期に開催される臨時総会への参加案内
- ・ 当法人より正会員に対し、次の各号にかかる情報等を提供する。
  - 当法人が主催する講習会や交流会、その他イベント等に関する情報
  - ニュースレタ一年 3 回の配布
  - 年 1 回の定例総会と不定期に開催される臨時総会への参加案内
- ・ 当法人より賛助会員に対し、次の各号にかかる情報等を提供する。
  - 当法人が主催する講習会や交流会、その他イベント等に関する情報
  - ニュースレタ一年 3 回の配布
- ・ 当法人より利用者に対し、次の各号にかかる情報等を提供する。
  - 当法人が主催する講習会や交流会、その他イベント等に関する情報
  - ニュースレタ一年 3 回の配布
  - 月予定の配布
  - 進路説明会や進路相談等に関する情報

#### 第 8 条 (総会における表決権)

- ・ 当法人は年 1 回の定例総会と不定期に開催される臨時総会において、当法人の運営に関する決定を行う。
- ・ 総会は、当法人定款に定めるとおり、役員会員及び正会員をもって構成する。

#### 第 9 条 (個人会員の資格継承) 個人で入会した会員が、退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとする。第三者への資格継承はできないものとする。

#### 第 10 条 (団体会員の資格継承) 団体会員として入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかにその旨を書面にて当法人に通知する必要がある。

#### 第 11 条 (会員及び利用者情報の変更) 会員及び利用者は、入会申込書または利用申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面等 (メールによるデータ送信も含む) をもってその旨を当法人に通知しなければならない。

#### 第 12 条 (会員及び利用者資格の喪失) 会員及び利用者が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。また、利用者が利用料金を 6 ヶ月以上支払わないときは、利用者としての資格を喪失する。

- ・ 退会届の提出をしたとき。
- ・ 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- ・ 繼続して 2 年以上会費を滞納したとき。
- ・ 除名されたとき。

#### 第 13 条 (除名)

当法人は、会員が次のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することがある。

- 当法人の定款等に違反したとき。
- この会員規約に違反したとき。

- 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合。
- 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- その他、当法人が会員として不適切と判断した場合。

#### 第14条（利用拒絶）

利用者の行為が当法人の運営に不適切と理事会が認めた場合は、その利用を拒絶できる。

#### 第15条（退会）

会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

#### 第16条（拠出金品の不返還）

既に納入した年会費、年利用会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

#### 第17条（損害賠償）

- 会員及び利用者が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員及び利用者は、当法人が受けた損害を当法人に賠償する責務がある。
- 会員及び利用者が資格を喪失した後であっても、前項の規定は適用される。

#### 第18条（会員規約の変更）

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更する。

この会員規則は、令和7年 4月 1日から施行する。